

質疑回答書

令和8年4月28日

入札参加者各位

高知市長 桑名 龍吾

工事名 東部球場スコアボード改修工事

上の工事への質疑について、下のとおり回答致します。

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
1		一般管理費の経費計算式は令和8年度から国土交通省の積算基準が改定され変更されました。また労務単価も令和8年度に改定されました。本工事は令和8年度発注工事ですが採用労務単価と一般管理費計算式は令和8年度版を採用されておられますか。それとも令和7年度版を採用されておられますか。	積算基準については、公共建築工事共通費積算基準（令和6年）に準じています。なお、高知市公共建築課ホームページをご参照ください。 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/61/ 労務単価については、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づき計算しています。
2		本工事には電子機器及び石油製品が多数含まれております。去年の12月頃から半導体など電子機器が高騰しており、今年4月時点でも電子機器製品の実勢価格が高騰しております。本設計を設計算出する際の各機器の見積査定率はそれらを踏まえたものになっておりますか。戦争の影響で石油製品も高騰しております。本工事機器は特注品扱いですが実勢価格が高騰した際には公共工事の物価スライドの対象になると考えてよろしいでしょうか。難しい場合設計変更で契約金額の増減は可能でしょうか。	価格は実勢価格や現場実態を的確に反映した形の設定に努めていますが、それぞれの実情での積算をお願いします。 また、契約締結後の急激な物価変動については工事請負契約書第26条及び運用マニュアルによります。
3	E-02 S-02	スコアボードのメーカーについて質問です。図面番号E-02にメーカーリストが記載されておりますが、今回のスコアボードは大型映像設備扱いであると考えE-02のメーカーリストに記載されていないメーカーでもS-02の各機器の仕様書と『13. 特記仕様書』に適合する場合、採用することは可能でしょうか。	採用可能です。
4	S-02	13. 特記事項（2）に納入する国内メーカーは（IS09001）取得する製造品とありますが、スコアボードは各現場に同一性がなく現場単位的设计に合致すオリジナル性が高く現場にて組立となる為、主たる製品（LEDや操作部）の納入工場にはIS09001を取得しているメーカーの場合同等品扱いとして採用可能でしょうか？	IS09001を取得している国内工場で製造し、かつその他の特記事項を満たす場合は採用可能です。
5	E-03	間接工事費の算定に使う工期に関する質問です。図面E-03の工事概要に実質工期7か月と記載されております。工事の公告には450日の工期が記載されております。本設計においては公告の450日を工事共通費の工期として算定に使っていると考えてよろしいでしょうか。	図面E-03のとおり、実質工期7.0ヵ月程度としています。

質疑回答書

令和8年4月28日

入札参加者各位

高知市長 桑名 龍吾

工事名 東部球場スコアボード改修工事

上の工事への質疑について、下のとおり回答致します。

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
6		<p>本工事の参考数量書には1式扱いの数量一括方式で記載され、別紙明細や内訳のない項目が多数あります。現在石油製品、電子機器製品など戦争や半導体バブルの影響で実勢価格が高騰しております。数量一括方式では物価スライド条項の対象にならないため業者側の負担が大きくなると思います。可能であれば各項目の明細の開示を希望します。非開示の場合で物価スライドの検討根拠となる各1式明細の参考数量を市役所様側は把握しているかどうかお答えください。また業者側の負担が物価高騰により大きくなった場合設計変更などの対応が可能でしょうか。</p>	<p>2のとおりです。</p>
7	S-02	<p>特記仕様書(2) 8. 球速表示機器について 質問内容：スピードガンシステムについて仕様変更可能ですか？ 変更理由：スピードガン本体の手配が出来ない(ある特定の製品と見受けられるが、現在は手配が出来ない製品のため。) 変更仕様：カメラ2式を使った、画像解析方式 (実績あり) https://wants-ex.co.jp/hp/products__trashed/speedcatcher/ 仕様書記載製品 ・スピードガン本体/スピードガン収納箱/スピードガン制御盤/スピードガン操作盤 変更提案製品 ・投球撮影カメラ (一塁側、三塁側)、接続盤*2式、球速測定パソコン 注：カメラを設置する場所が必要</p>	<p>図面により行ってください。 仕様変更については、工事請負契約書第18条および第19条によります。</p>
8		<p>本工事の内訳書の中の産業廃棄物は1式扱いですが、明細数量書は開示いただけないでしょうか。四国地方整備局様や高知県様、高知市様の他の工事でも同様ですが、コブリスの関係で大型案件の特定資材の処分量とリサイクル量を業者と発注者ともに把握する必要があります。ご協力をよろしくお願いいたします。</p>	<p>図面により行ってください。</p>
9		<p>大型映像装置の処分費について、内訳書の屋外の発生材処理に含まれるのでしょうか。または、特記仕様のとおり、既設機器撤去工事に含まれるのでしょうか。</p>	<p>屋外の発生材処分に含まれます。</p>